

職員の勤務労働条件について（小委員会交渉）

令和5年3月20日（月）

局 側：環境局総務部職員課担当係長他

組合側：大阪市従業員労働組合環境事業支部 被服委員

（局 側）

ただいまから、去る令和5年2月28日に申入れを受けた作業服等の改善にかかる要求項目について、当局としての回答をお示しする。

《 回答書手交 》

被服の関係については、貴支部から改善要求を受け、この間、当局貸与の夏用作業服上衣に代わり、吸汗速乾生地の長袖ポロシャツを各職員に貸与してきたところである。今年度についても、関係部署での検討を重ねた結果、長袖ポロシャツを対象職員全員に貸与しており、スニーカータイプの作業靴についても、貴支部からの要求を踏まえ、改善を図ったところである。また、近年の酷暑から職員を守るため、熱中症対策は急務であり、ファン付き作業着は一定の効果があるとされているが、令和4年度夏季に実施した試行結果から安全性・効果等が十分確認できず、現時点での導入判断に至らなかった。導入にあたっては、引き続き、他の対策用品と併せて検討するとともに、総務局と協議を行ってまいりたい。

今後も引き続き、職員の作業負担を軽減する観点から、被服の改善について貴支部と協議してまいりたいと考えていることから、ご理解とご協力をお願いしたい。

（組合側）

回答内容について、了解した。

今後も引き続き、被服の改善に努められるよう要請しておく。

（局 側）

以上で、本日の交渉を終了する。